

京都市告示第 251号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成23年9月27日

京都市長 門川大作

整理 番号	名称	起 終	点 点
1	出水水0001号	上京区聚楽町863番地の24地先 同町863番地の28地先	
2	北白川水0027号	左京区北白川仕伏町35番地地先 同町37番地地先	
3	岩倉水0347号	左京区岩倉三宅町374番地の2地先 同町319番地の2地先	
4	太秦水0118号	右京区太秦荒木町17番地の2地先 同上	
5	太秦安井水0015号	右京区太秦安井北御所町6番地の2地先 同町6番地の4地先	
6	嵯峨水0582号	右京区嵯峨鳥居本仏餉田町9番地地先 同町16番地地先	
7	梅ヶ畑水0060号	右京区梅ヶ畑向ノ地町8番地の1地先 同上	

(建設局土木管理部道路明示課)